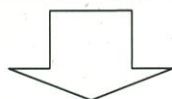


使用済みの農産物検査証明空袋の取扱い

一度使用された農産物検査証明の表示がある米の袋に再び米を入れて流通させる場合は、農産物検査証明の表示を除去又は抹消した上で流通させてください。

農産物検査証明の表示を除去又は抹消せず、再び米を袋に入れて流通させた場合は、農産物検査法に基づく罰則が科せられます。

(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)



検査の証明等の表示を抹消する場合の例

検査証明書		荷造り、包装及び左記の事項を証明する。	
平成19年産	水稻うるち玄米		〇〇検査協会 食糧
銘柄	〇〇県産コシヒカリ		
正味重量規格	30 kg		
皆掛重量	30.5 kg		

検査請求者記載欄

検査請求者 農林太郎

住所 〇〇県△△市□□町

代理人 〇〇〇商店

住所 〇〇県△△市××町

生産地 〇〇県

品種名 (コ シ ヒ カ リ)